

既設の浄化槽の補助金



「保守点検業者から浄化槽の修繕が必要と言われた」
 「災害の影響で浄化槽の修繕が必要になった」



浄化槽改築補助金
 災害復旧補助金

【対象区域】：「浄化槽整備区域」又は「下水道の整備がされていない区域」

【補助金額】：改築を行う設備や災害による被災の状況により費用が異なるため、「町長が認めた額」としております。

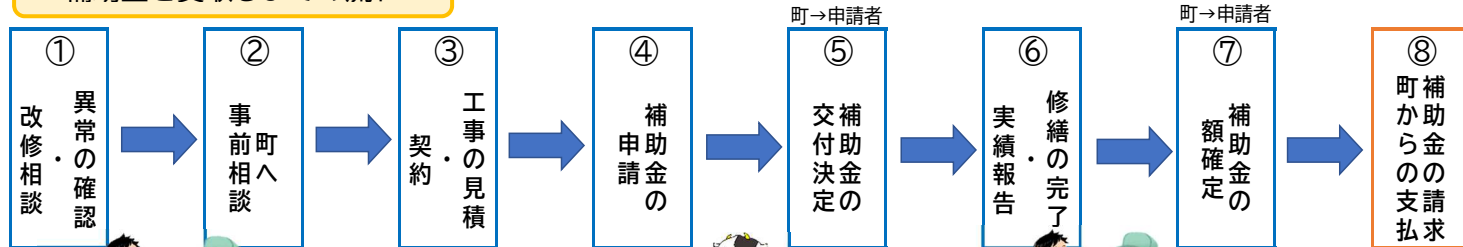
なお、改築補助金額は、複数の保守点検業者から見積を徴し定めています。

【留意事項】

※1 下水道の整備がされていない区域であっても、公共下水道が供用開始となりましたら、翌年度から補助金の対象外となります。

※2 本体及び付帯設備の消耗品の交換、故意による破損は補助対象外となります。

補助金を受取るまでの流れ



保守点検業者から、浄化槽設備の不具合、耐用年数経過による更新等の説明があります。
 対象設備をご確認のうえ、保守点検業者へ、改修を依頼してください。

工事内容や金額が決まりましたら、契約に基づき必要な書類を作成し、工事着手前に補助金の申請をします。

修繕工事をを行い、完了した場合は、最終的な補助金額で実績を報告します。

補助金の請求と受領を業者に委任できるので、業者への支払が、通常発生しません。
 ※業者に委任する場合は、委任状が、必要となります（委任を希望する場合は契約業者に申し出てください）。

※補助金の申請については、個人が行うこととなりますが、保守点検業者が手続きをお手伝いできます。



「古くなった浄化槽を新しい浄化槽に切り替えたい」



浄化槽更新補助金

〈合併処理浄化槽の更新〉

区分		限度額
浄化槽設置又は更新工事費	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
合併処理浄化槽撤去費		150,000円

耐用年数を経過し浄化槽本体の更新が必要となった場合に係る費用は、新設と同様の補助となります。
 保守点検業者へ、ご確認にたゞき更新が必要となった場合は、町へご相談ください。

